

江戸川区介護保険サービス利用者負担軽減条例

(目的)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八条第一項に規定する居宅サービス、同条第十四項に規定する地域密着型サービス及び同条第二十三項に規定する施設サービスを利用する低所得者等（以下「利用者」という。）が、利用者負担額（法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額をいう。以下同じ。）を支払うことにより生計の維持が困難となることがないよう、当該費用の一部を助成することにより区民の生活の安定に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第二条 この条例により助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、江戸川区の区域内に住所を有し、保険給付の対象となる利用者であって、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（同法第一条第二項の規定により読み替えて特別区が課するものを含む、同法第三百二十八条の規定により課する所得割を除く。）が課されていない者

二 前号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認められたもの

(助成内容)

第三条 区長は、助成対象者に対し、利用者負担額に相当する額の一部を助成する。

（助成額）

第四条 前条に規定する助成の額は、利用者負担額の十分の五に相当する額とする。

（委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

介護保険法に規定する居宅サービス等を利用する低所得者に対し、その負担を軽減するために助成を行う必要があるもので、本案を提出いたします。